

入札のお知らせ

秋田市上下水道局各施設（川尻庁舎、仁井田浄水場、豊岩浄水場および八橋汚水中継ポンプ場）に飲料水自動販売機を設置し、運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

令和8年2月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市上下水道局各施設飲料水自動販売機設置場所貸付			
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所・台数	貸付面積	予定価格（年額・税抜） ※最低落札価格
	1	川尻庁舎1階ロビー、仁井田浄水場仮設管理棟1階玄関ホール、豊岩浄水場1階玄関、八橋汚水中継ポンプ場1階玄関 各1台	1台につき1.21㎡程度	72,000円
(3) 貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで			
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、令和5年度および令和6年度において全て誠実に業務を履行した実績を有すること。			
(5) 入札参加申込み				

受付期間	令和8年2月6日（金）から同月17日（火）まで （土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）
受付場所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課管財係
(6) 指名（非指名）通知	令和8年2月20日（金）までにファクシミリで通知する。
(7) 入札	
日時	令和8年2月25日（水）午後2時
場所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局川尻庁舎 4階大会議室
入札保証金	秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により免除
(8) 契約予定日	令和8年3月3日（火）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、令和8年2月17日（火）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を受付場所へ持参し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人にあっては法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人にあっては住民票の写し

ウ 納税証明書（市税に未納がない旨を証する完納証明書。直近年度のものに限る。）もしくはその写し

エ 誓約書（令和5年度および令和6年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付）

※各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

※入札参加申込書、誓約書は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

(2) 指名および非指名の通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、令和8年2月20日（金）までにファクシミリで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

エ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任する際は、委任状を入札時に提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。

(4) その他

入札、契約上の条件等については、「秋田市上下水道局自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434